

令和7年度 健康保険委員 研修会

～令和8年度健康保険料率と変更点について～



令和8年3月
全国健康保険協会山形支部

1. 令和8年度 健康保険料率について	・・・	P 3～
2. 電子申請がはじまりました	・・・	P 16～
3. 令和8年度 健診体系の見直しについて	・・・	P 29～

令和8年度 健康保険料率について



令和8年度山形支部の健康保険料率は令和7年度から据え置きになります

健康保険料率は**今年度と同率**に。全国一律の介護保険料率は引き上げとなります。

協会けんぽの全国平均保険料率は、令和8年度9.9%に引き下げることになりました。
一方、山形支部の健康保険料率は、令和7年度健康保険料率から据え置かれ**9.75%**に決定しました。
また、全国一律の介護保険料率は0.03%引き上げの**1.62%**に変更となります。
加入者の皆さまの医療保険制度を支えるため、なにとぞ、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



◆健康保険料率

現行 **9.75%**

据え置きになります

±0.00%

令和8年3月分～

9.75%

◆介護保険料率

現行 **1.59%**

引き上げになります

+0.03%

令和8年3月分～

1.62%

◎保険料への影響は？

例) 山形支部に加入の
40歳から64歳までの
被保険者の場合

	令和7年度	令和8年度	対前年度	保険料への影響額（毎月）※
健康保険	9.75%	9.75%	±0.00%	±0円（労使共に）
介護保険	1.59%	1.62%	+0.03%	+45円（労使共に）

※標準報酬月額を300,000円とした場合で試算

令和8年度 全国の健康保険料率について

- 全国平均は9.9%であり、最高は佐賀県の10.55%、最低は新潟県の9.21%である。

北海道	10.28%	石川県	9.70%	岡山県	10.05%
青森県	9.85%	福井県	9.71%	広島県	9.78%
岩手県	9.51%	山梨県	9.55%	山口県	10.15%
宮城県	10.10%	長野県	9.63%	徳島県	10.24%
秋田県	10.01%	岐阜県	9.80%	香川県	10.02%
山形県	9.75%	静岡県	9.61%	愛媛県	9.98%
福島県	9.50%	愛知県	9.93%	高知県	10.05%
茨城県	9.52%	三重県	9.77%	福岡県	10.11%
栃木県	9.82%	滋賀県	9.88%	佐賀県	10.55%
群馬県	9.68%	京都府	9.89%	長崎県	10.06%
埼玉県	9.67%	大阪府	10.13%	熊本県	10.08%
千葉県	9.73%	兵庫県	10.12%	大分県	10.08%
東京都	9.85%	奈良県	9.91%	宮崎県	9.77%
神奈川県	9.92%	和歌山県	10.06%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.21%	鳥取県	9.86%	沖縄県	9.44%
富山県	9.59%	島根県	9.94%	※ 全国平均では9.9%	



ご存知でしたか？健康保険料率の決め方について

山形支部の医療費はどれくらいかかっているの？

- 山形支部は**高齢化率が高い**。 ▶ 医療費が**高くなる**。 ▶ 年齢調整が施され**引き下げにはたらく**。
- 山形支部は**所得水準が低い**。 ▶ 保険料率が**高くなる**。 ▶ 所得調整が施され**引き下げにはたらく**。

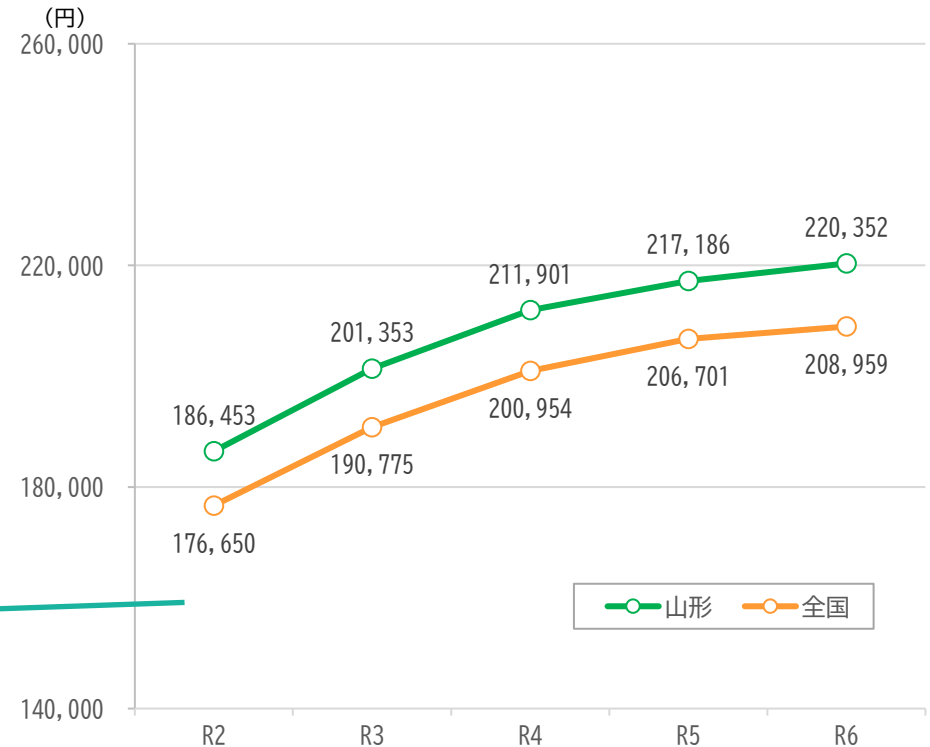
都道府県ごとの年齢構成割合や所得水準の差等を調整したうえで、当該都道府県の加入者の一人当たり医療費に基づいて算出されている。

【一人当たり医療費の推移】

支部	R2	R3	R4	R5	R6
山形	186,453	201,353	211,901	217,186	220,352
全国	176,650	190,775	200,954	206,701	208,959

【一人当たり医療費の対前年度伸び率】

山形	—	7.99%	5.24%	2.49%	1.46%
全国	—	8.00%	5.34%	2.86%	1.09%



そもそも、山形県は全国と比較して一人当たり医療費が高い。しかし、年齢調整・所得調整を施すと全国平均並みになっている。

ご存知でしたか？健康保険料率の決め方について

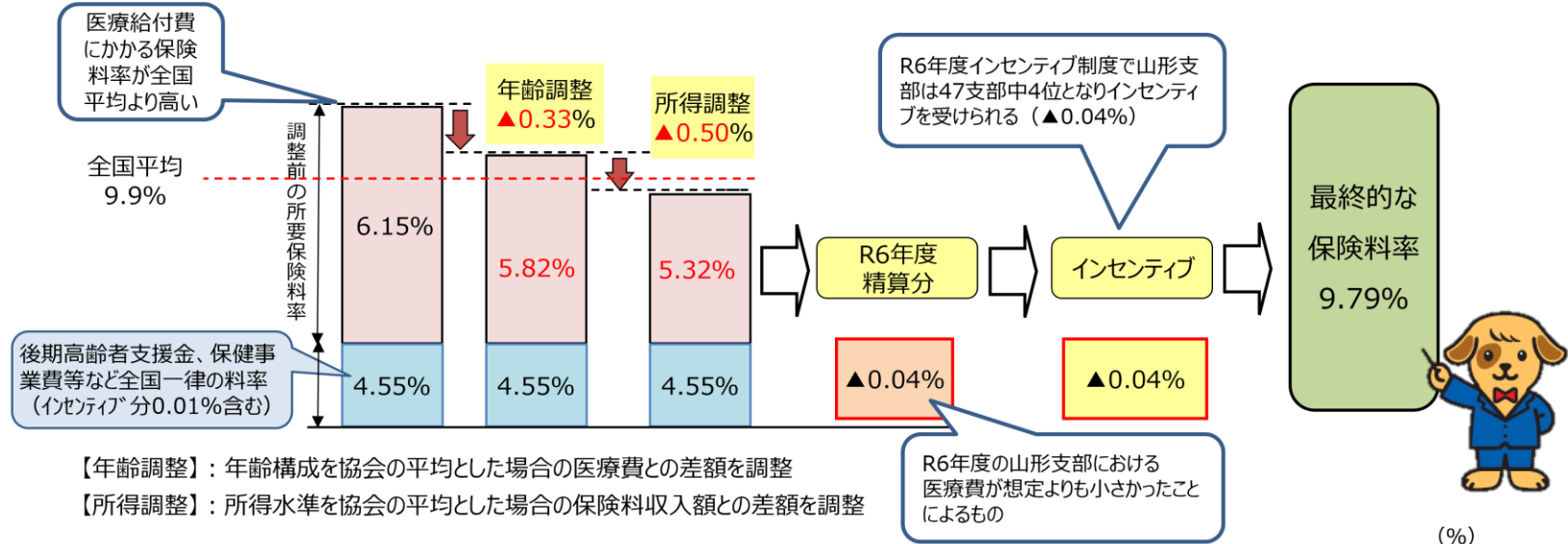
基本的には加入者の医療費によって決まるが、各種調整や2年前の精算、インセンティブ制度の結果も影響

加入者の医療費によって決まる
医療費が高い支部 ▶ 保険料率も高い



健康づくりへの行動も加味したインセンティブ制度
健診受診率など5つの指標が高い支部 ▶ 保険料率が下がる

山形支部保険料率算定イメージ図



	医療給付費についての調整前の所要保険料率	調整		医療給付費についての調整後の保険料率	全国一律の料率 (後期高齢者支援金など)	精算分	インセンティブ付与	保険料率 (精算・インセンティブ反映後)
		年齢調整	所得調整					
	(a)	(b)		(a+b)		(c)	α	
全国	5.35 (5.35)	-	-	5.35 (5.35)	4.55 (4.65)	-	-	9.90 (10.00)
山形	6.15 (6.12)	▲0.33 (▲0.31)	▲0.50 (▲0.49)	5.32 (5.31)		▲0.04 (▲0.06)	▲0.04 (▲0.148)	9.79 (9.75)

※ () は令和7年度の数値

ご存知でしたか？健康保険料率の決め方について

令和8年度料率は据え置かれるが、将来にわたり調整を負うことになる。

山形支部の健康保険料率の推移について

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
全国	10.00						9.90
山形	10.05	10.03	9.99	9.98	9.84	9.75	9.75 ^{9.79}
山形（精算・インセンティブ前）	10.04	10.04	10.04	10.03	10.01	9.96	9.87
精算分	0.03	0.04	0.00	▲0.01	▲0.02	▲0.06	▲0.04
インセンティブ料率	▲0.02	▲0.05	▲0.043	▲0.043	▲0.152	▲0.148	▲0.04
インセンティブ順位	6位	3位	2位	5位	2位	1位	4位

特例

本来であれば9.79%となっていたが、特例により今年度料率から引きあがる7支部が据え置きになる。



- ◆ 政府全体の方針を踏まえ、厚生労働省から協会本部に対して、平均保険料率0.1%の引下げにもかかわらず、令和8年度都道府県単位保険料率が上昇する支部に関して、特例的に、令和7年度保険料率と同率に据え置く方向で対応するよう極めて強い要請がありました。
- ◆ その際、本来の令和8年度都道府県単位保険料率との差分については、次年度以降、複数年度で調整して平準化を図る措置が検討されています。

ご存知でしたか？健康保険料率の決め方について

インセンティブ制度の結果が山形支部の健康保険料率に及ぼす影響は大きい！

山形支部の健康保険料率の推移について

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
全国	10.00						9.90
山形	10.05	10.03	9.99	9.98	9.84	9.75	9.79 9.75
山形（精算・インセンティブ前）	10.04	10.04	10.04	10.03	10.01	9.96	9.87
精算分	0.03	0.04	0.00	▲0.01	▲0.02	▲0.06	▲0.04
インセンティブ料率	▲0.02	▲0.05	▲0.043	▲0.043	▲0.152	▲0.148	▲0.04
インセンティブ順位	6位	3位	2位	5位	2位	1位	4位

まだ全国と比較すると医療費がかかる県ではあるが、毎年その差は小さくなってきていた。

※令和6年度は差が大きくなっている。

平均保険料率が下がっても、昨年度と同率となったのは
インセンティブ引き下げが小さくなったため。

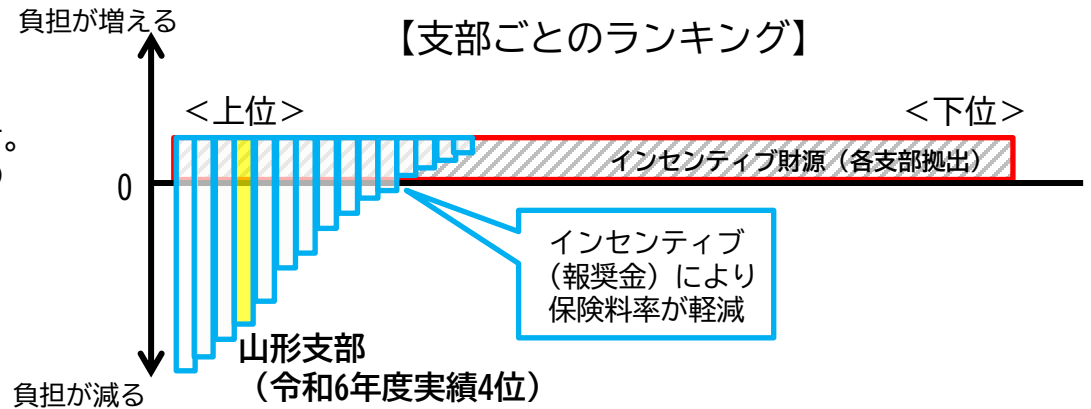


ご存知でしたか？健康保険料率の決め方について

令和6年度インセンティブ制度の結果が**全国4位**！これにより、令和8年度の健康保険料率**0.04%抑制**効果

インセンティブ制度とは

協会けんぽの47都道府県支部を5つの指標でランク付け。全支部がそれぞれ拠出したインセンティブ財源を上位15の支部が分け合う仕組みです。上位ならインセンティブにより保険料率が引き下がり、下位ならインセンティブはありません。



5つの指標とは

①健康診断を受けているか

(特定健診等の受診率)

②健康サポートを利用しているか

(特定保健指導の実施率)

③メタボ対象者が減っているか

(特定保健指導対象者の減少率)

④要治療の方が病院を受診したか

(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率)

⑤ジェネリック医薬品を選んでいるか

(ジェネリック医薬品の使用割合)

令和6年度の
山形支部の結果は・・・**全国4位**

この結果、インセンティブにより
令和8年度の健康保険料負担を約**4億円程度**
率にして**0.04%の引き下げ効果**があります

ご存知でしたか？健康保険料率の決め方について

今後もインセンティブ制度で料率引き下げを受けるために、何をすればいい？

令和6年度インセンティブ制度の山形支部の結果について

評価指標	順位（前年度順位）
【指標1】 特定健診等の実施率	1位（1位）
【指標2】 特定保健指導の実施率	9位（6位）
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	30位（25位）
【指標4】 要治療者の医療機関受診率	37位（15位）
【指標5】 後発医薬品使用割合	7位（1位）
総得点	4位（1位）

今後の課題

健診を受けて終わりにしていませんか？

指標3

- ①健診結果から、生活習慣の改善が必要な人が特定保健指導を受けていますか？
- ②①を受けた人が、きちんと評価まで実施するように事業所は関与していますか？
- ③②で減らした体重をきちんと維持できていますか？
- ④そもそも生活習慣改善者をつくらないように、健康づくりに取り組んでいますか？



特定保健指導対象者の減少率(使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当等となった者の数)

<実績算出方法>

健診結果が改善されているか!?

(A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数) + (前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)

自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)

ご存知でしたか？健康保険料率の決め方について

今後もインセンティブ制度で料率引き下げを受けるために、何をすればいい？

令和6年度インセンティブ制度の山形支部の結果について

評価指標	順位（前年度順位）
【指標1】 特定健診等の実施率	1位（1位）
【指標2】 特定保健指導の実施率	9位（6位）
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	30位（25位）
【指標4】 要治療者の医療機関受診率	37位（15位）
【指標5】 後発医薬品使用割合	7位（1位）
総得点	4位（1位）

今後の課題



健診を受けて終わりにしていませんか？

指標4

- ⑤ 健診結果から、要治療・要精密検査受診となった人を、医療機関に受診させていますか？
- ⑥ 「受診した」ことを確認するまで、事業所は関与できていますか？

【受診勧奨の基準】

ⓧ 血圧 収縮期血圧値 160mmHg 以上 または 拡張期血圧値 100mmHg 以上	ⓧ 血糖 空腹時血糖値 126mg/dL以上 または HbA1c(NGSP値) 6.5%以上	ⓧ 脂質 LDLコレステロール値 180mg/dL 以上
--	--	---

健康保険料率に影響を及ぼす「インセンティブ制度」

ジェネリック医薬品を選べば、ダブルで負担軽減



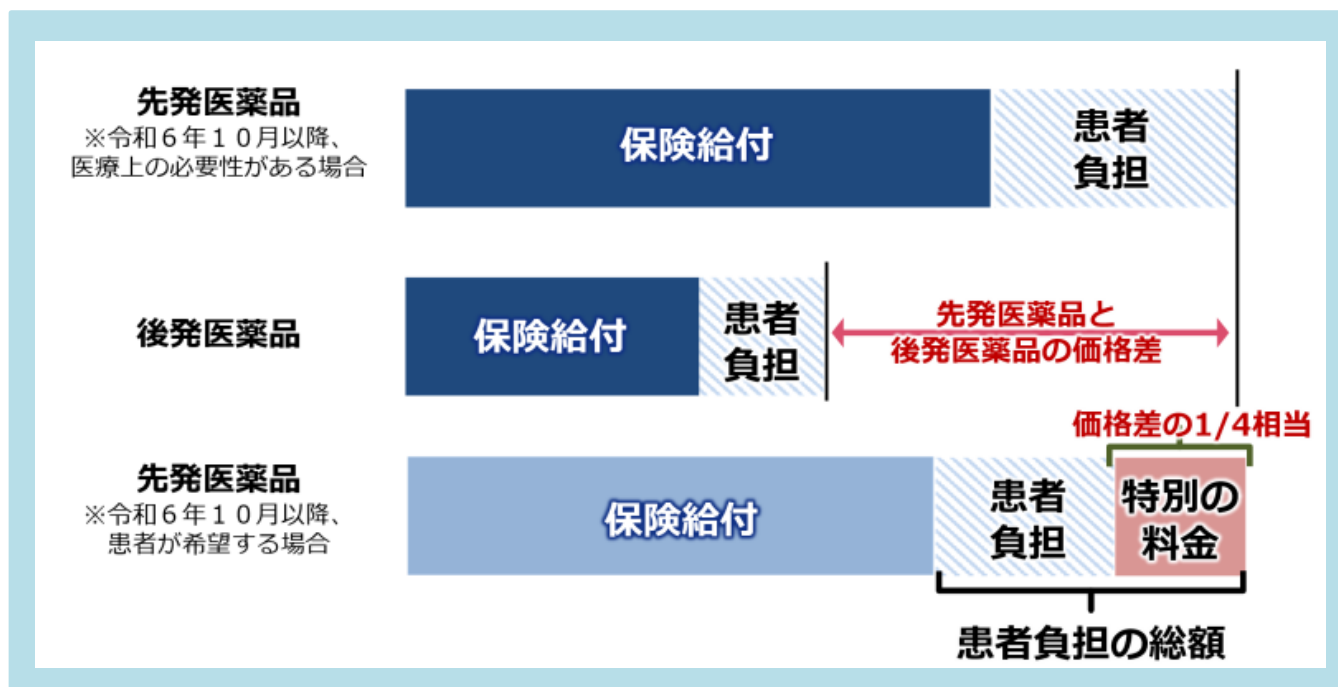
5 ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にご利用ください。

先発医薬品（長期収載品）の選定療養が拡大される見込み！

【先発医薬品（長期収載品）の選定療養とは？】

2024年10月1日より導入された制度で、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を患者が希望して処方・調剤した場合、薬価差額の4分の1に相当する「特別の料金」が自己負担となる仕組み。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※ 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もある。

※ 後発医薬品がいくつかある場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算する。

健康保険料率に影響を及ぼす「インセンティブ制度」

ジェネリック医薬品を選べば、ダブルで負担軽減

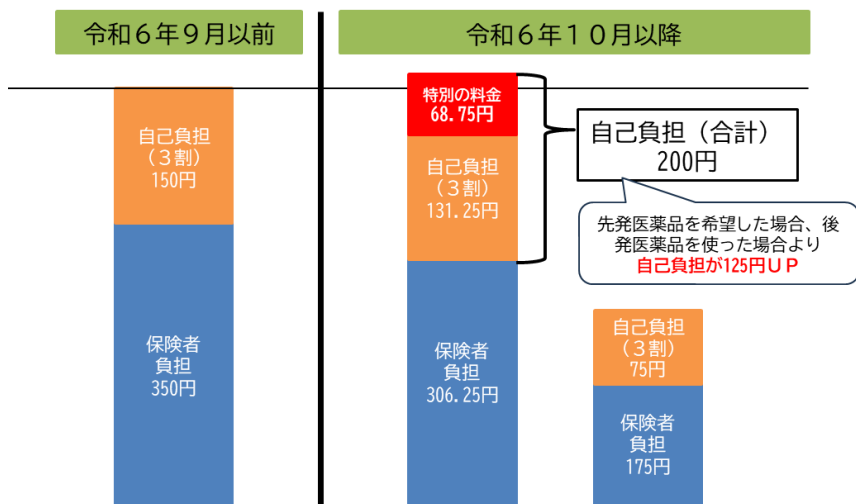


5 ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にご利用ください。

先発医薬品（長期収載品）の選定療養が拡大される見込み！

【4分の1相当】

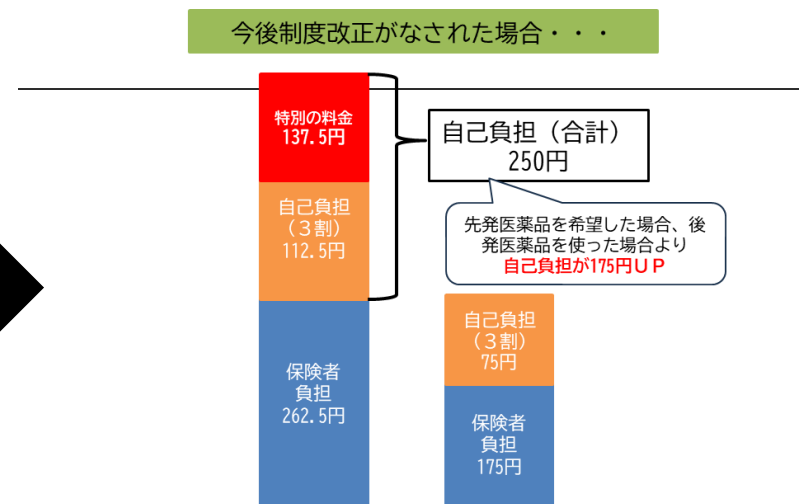


【例】後発医薬品（ジェネリック医薬品） [250円] がある先発医薬品（長期収載品） [500円] について、先発医薬品を希望した場合の特別料金 $(500円 - 250円) \times 1/4 = 62.5円$ （特別の料金） $\Rightarrow 62.5円 \times 1.1$ （消費税） = 68.75円

《先発品（長期収載品） [500円] を希望した場合の実際の自己負担額（3割負担の場合）》

【令和6年9月以前】
 $500円 \times 0.3 = 150円$ （3割負担分）
 【令和6年10月以降】
 $500円 - 62.5円$ （特別の料金） = $437.5円 \times 0.3 = 131.25円$ （3割負担分）
 $62.5円 \times 1.1$ （消費税） = $68.75 + 131.25 = 200円$ （自己負担合計）

【2分の1相当になる見通し】



【例】後発医薬品（ジェネリック医薬品） [250円] がある先発医薬品（長期収載品） [500円] について、先発医薬品を希望した場合の特別料金 $(500円 - 250円) \times 1/2 = 125円$ （特別の料金） $\Rightarrow 125円 \times 1.1$ （消費税） = 137.5円

《先発品（長期収載品） [500円] を希望した場合の実際の自己負担額（3割負担の場合）》

【現在】
 $500円 - 125円$ （特別の料金） = $375円 \times 0.3 = 112.5円$ （3割負担分）
 $125円 \times 1.1$ （消費税） = $137.5 + 112.5 = 250円$ （自己負担合計）

現制度化では自己負担額は200円ですが、仮に1/2程度として制度改正がなされた場合、自己負担額が250円（50円の増）となります。また、250円のジェネリック医薬品を希望した場合の自己負担額は75円（ $250円 \times 0.3$ ）ですが、先発医薬品を希望した場合、後発品を希望した場合に比べて自己負担額が175円増となります。

令和6年9月までは自己負担額が150円でしたが、令和6年10月以降は、「特別の料金」が加わり、自己負担額が200円（50円の増）となります。また、250円のジェネリック医薬品を希望した場合の自己負担額は75円（ $250円 \times 0.3$ ）ですが、先発医薬品を希望した場合、後発品を希望した場合に比べて自己負担額が125円増となります。

令和8年4月から「子ども・子育て支援金」がはじまります

「子ども・子育て支援金」って何？

- ・「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。
- ・少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、高齢者や企業の皆様を含む全世代・全経済主体から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただくこととしております。

いつから始まるの？

令和8年4月分保険料（5月末納付分）より、医療保険の保険料とあわせて拠出いただきます。

※児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付などの給付拡充施策は、支援金の開始を待たずに先行して実施しています（そのための財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により確保）

子ども・子育て支援金率

令和8年4月分より新たにスタート

0.23%

※ こども家庭庁より、被用者保険に対し一律0.23%で差し引くよう依頼を受けている

令和8年4月から令和10年度にかけて支援金率は段階的に引き上げられる予定。

(山形支部)

標準報酬 等級	報酬月額 月額	全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金	
		介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分)から納付いただきます	
		9.75%		11.37%		0.23%	
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
	円以上 円未満						
1	58,000 ~ 63,000	5,655.0	2,827.5	6,594.6	3,297.3	133.4	66.7
2	63,000 ~ 73,000	6,630.0	3,315.0	7,731.6	3,865.8	156.4	78.2
3	73,000 ~ 83,000	7,605.0	3,802.5	8,868.6	4,434.3	179.4	89.7
4(1)	83,000 ~ 93,000	8,580.0	4,290.0	10,005.6	5,002.8	202.4	101.2
5(2)	93,000 ~ 101,000	9,555.0	4,777.5	11,142.6	5,571.3	225.4	112.7
6(3)	101,000 ~ 107,000	10,140.0	5,070.0	11,824.8	5,912.4	239.2	119.6
7(4)	107,000 ~ 114,000	10,725.0	5,362.5	12,507.0	6,253.5	253.0	126.5
8(5)	114,000 ~ 122,000	11,310.0	5,655.0	13,198.2	6,599.1	266.8	133.4
9(6)	122,000 ~ 130,000	11,895.0	5,947.5	14,089.2	7,044.6	280.6	140.3
10(7)	130,000 ~ 138,000	12,480.0	6,240.0	14,980.2	7,490.1	294.4	147.2
11(8)	138,000 ~ 146,000	13,065.0	6,532.5	15,871.2	7,935.6	308.2	154.1
12(9)	146,000 ~ 155,000	13,650.0	6,825.0	16,762.2	8,381.1	322.0	161.0
13(10)	155,000 ~ 165,000	14,235.0	7,117.5	17,653.2	8,826.6	335.8	167.9
14(11)	165,000 ~ 175,000	14,820.0	7,410.0	18,544.2	9,272.1	349.6	174.8
15(12)	175,000 ~ 185,000	15,405.0	7,702.5	19,435.2	9,717.6	363.4	181.7

電子申請がはじまりました

\\ 各種申請手続きが \\

オンラインでもっと手軽に



2026年
1月13日
スタート

これからは、**電子申請**がおすすめです。

1. 電子申請サービスの開始

令和8年1月13日より、加入者の皆様の利便性向上及び協会けんぽにおける業務効率化のため、各種申請手続きの電子申請サービスを開始しました。

電子申請の利用方法

利用対象者

被保険者、被扶養者（一部申請に限る）、社会保険労務士（保健事業は除く）
※被保険者と被扶養者は、マイナンバーカードで本人確認を行うため、マイナンバーカード所持者が利用可能。
※社会保険労務士は、事前にユーザーID/パスワードを取得することで利用可能。

利用可能時間

平日8時～21時
※土日祝日および年末年始（12/29～1/3）を除く

申請の流れ （概要）

- ①「協会ホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログイン。
- ②希望する申請書を選択し、マイナンバーカードを利用（被保険者および被扶養者）して協会けんぽの資格情報を取得。
- ③申請情報を入力して必要な添付書類を電子ファイルでアップロード。
- ④申請完了。給付金等については「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」など、審査状況が確認可能。

2. 電子申請対象の申請書

電子申請サービスによりほぼ全ての申請書がオンラインで申請可能です。

<適用・給付関連申請書>

- 傷病手当金支給申請書
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 出産育児一時金内払金支払依頼書
- 埋葬料（費）支給申請書
- 療養費支給申請書（立替払等）
- 療養費支給申請書（治療用装具）
- 高額療養費支給申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書
- 任意継続被保険者氏名・生年月日・性別・住所・電話番号変更（訂正）届
- 任意継続被保険者被扶養者（異動）届
- 任意継続被扶養者変更（訂正）届
- 高齢受給者証再交付申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 高齢受給者基準収入額適用申請書（新規判定用）
- 高齢受給者基準収入額適用申請書（定期判定用）
- 海外療養費支給申請書
- 高額医療費貸付金貸付申込書
- 出産費貸付金貸付申込書
- 移送費支給申請書
- 高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 年間の高額療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 健康保険法第118条第1項該当・非該当届
- 資格確認書交付申請書

<保健関連申請書>

- 特定健康診査受診券（セット券）申請書
- 特定保健指導利用券申請書

※申請書により申請書情報の入力・添付書類の登録方法が異なります。

3. 申請の流れ (1/3)

< スマートフォンでの申請時画面イメージ >

<申請書を選択>

給付に関する申請

 病気やケガで会社を休んだとき 傷病手当金	 出産で会社を休んだとき 出産手当金
 子どもが生まれたとき 出産育児一時金	 ご本人・ご家族が亡くなったとき 埋葬料
 高額な医療費を支払ったとき 高額療養費	 治療用装具等を医師の指示で作成・購入したとき 療養費(治療用装具)

<マイナンバーカード読み取り>



<申請する資格を選択>

資格選択画面

 マイナポータルから加入履歴を取得 >

保険者名	東京支部
記号・番号	12345678-0
資格取得日	平成30年(2018年)12月31日
資格喪失日	
受給者区分	被保険者

今回のご申請は、上記の資格情報にかかる申請ですか？

<申請書情報入力>

傷病手当金支給申請書

1-2-3-4-5-6
加入者情報入力

被保険者(申請者)情報

- ・申請者はお勤めされている(いた)被保険者です。被保険者がお亡くなりになっている場合の入力方法については[こちら](#)
- ・電子申請サービスで利用可能な文字については[こちら](#)

保険者名称 **必須**

保険者名称
選択してください

3. 申請の流れ (2/3)

< スマートフォンでの申請時画面イメージ >

<申請書選択画面>

給付に関する申請

 病気やケガで会社を休んだとき 傷病手当金	 出産で会社を休んだとき 出産手当金
 子どもが生まれたとき 出産育児一時金	 ご本人・ご家族が亡くなったとき 埋葬料
 高額な医療費を支払ったとき 高額療養費	 治療用装具等を医師の指示で作成・購入したとき 療養費(治療用装具)

直感的に選択しやすいよう
ピクトグラムを採用

<資格選択画面>

資格選択画面

 マイナポータルから
加入履歴を取得 >

保険者名	東京支部
記号・番号	1 2 3 4 5 6 7 8 - 0 0
資格取得日	平成30年 (2018年) 1 2月31日
資格喪失日	
受給者区分	被保険者

今回のご申請は、上記の資格情報にかかる申請ですか？

資格情報をマイナポータルより取得し、選択した申請が可能

3. 申請の流れ (3/3)

< スマートフォンでの申請時画面イメージ >

<加入者情報入力画面>

傷病手当金支給申請書

1 — 2 — 3 — 4 — 5 — 6

加入者情報入力

被保険者（申請者）情報

- 申請者はお勤めされている（いた）被保険者です。被保険者がお亡くなりになっている場合の入力方法については[こちら](#)
- 電子申請サービスで利用可能な文字については[こちら](#)

保険者名称 **必須**

保険者名称
選択してください

東京支部

<口座情報入力画面>

傷病手当金支給申請書

✓ 1 — 2 — 3 — 4 — 5 — 6

口座情報入力

振込先指定口座

公金受取口座希望 **必須**

マイナポータル等で事前登録した公金受取口座への振込を希望する場合は、「希望する」を選択してください。
公金受取口座への振込を希望されない場合は「希望しない」を選択してください。
※原則申請者本人の口座にお振込みします。申請者が被保険者の場合のみ公金受取口座を希望できません。

マイナポータルに登録された公金受取口座の情報について、協会けんぽが口座情報を取得できるまで一定の期間を要します。
そのため、マイナポータルに公金受取口座を登録されて間もない方は、ご利用の希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

希望する 希望しない

支部（保険者名称）・記号・番号・漢字氏名・カナ氏名・性別（一部申請書のみ）・生年月日を自動的に表示

4. 審査状況の確認

- 電子申請サービスでは給付金等の審査状況を確認できます。
- 決裁状況に応じ「受付」・「審査中」・「審査完了」・「返戻」の進捗ステータス及び状況コメントが利用者側の電子申請サービス画面上で確認が可能となります。
- 返戻となった場合は、返戻理由のお知らせ・申請ファイルを電磁的方法によりお返しします（電子ポスト機能）。
- なお、再申請する際は、申請ファイルを利用することができます。

< スマートフォンでの審査状況確認画面イメージ >

受付番号	14-90-260202-631-000008
申請日	令和 8年(2026年) 2月 2日
提出先支部	神奈川
保険者名称	神奈川
記号・番号	14010204-5000005
申請者氏名	協会 花子
申請書名	埋葬料(費)支給申請書
状況	返戻
更新日	令和 8年(2026年) 2月 3日
申請状況コメント	「協会電子ポスト」ボタンを押して返戻文書をご確認ください。
協会電子ポスト	協会電子ポスト

全2件

★ スター付き OFF 交付日付 新しい順

2026/01/20

☆

お返しする理由のお知らせ (pdf)
健康保険申請費等のお返し及び再申請について (ご連絡)
有効期限2026/03/31

2026/01/20

☆

申請ファイル・添付書類ファイル (zip)
申請ファイル・添付書類ファイル
有効期限2026/03/31

【ダウンロードできるデータ】

- ・ 返戻理由のお知らせ (PDF)
- ・ 申請書情報として入力した内容をイメージ化した画像データ
- ・ 添付書類の画像データ
- ・ 入力内容のJSONファイル (返戻されたデータを利用して再申請する際のファイル)

5. 電子申請の簡単FAQ

被保険者・被扶養者

電子申請の簡単FAQ

電子申請サービスの
利用について

端末等の機器について

申請手続きについて

マイナンバーカードの認証について

添付書類について

審査状況の確認について

Q 電子申請のメリットは何ですか？

A 電子申請は各種申請がオンラインで手軽に手続きすることができます。

(主なメリット)

- ①印刷や郵送にかかっていた手間や費用が削減できます。
- ②制度内容や入力方法の説明等を見ながら申請できます。
- ③入力チェック等により記載漏れや記載誤りを軽減することができます。
- ④申請後の処理状況を確認することができます。

Q 利用時間は何時から何時までですか？

A 協会けんぽの支部窓口の受付時間は平日の8:30~17:15までとなりますが、電子申請サービスご利用いただくこと、平日8:00~21:00までご利用いただくことができます。

※土日祝日、年末年始12/29~1/3はご利用できません。

Q 電子申請が可能な申請書は何ですか？

A 健康保険の給付に関する手続きや、任意継続に関する手続きなど、ほぼすべての申請書がオンラインで申請可能になります。

Q 相続人や事業主、代理人が利用して申請することはできますか？

A 相続人や事業主、代理人が電子申請をご利用いただくことはできません。

Q セキュリティが心配です。申請内容の個人情報セキュリティ対策されていますか？

A 電子申請サービスにおいては、お客様に安心してご利用いただくため、インターネットを通じたサービスの提供に伴うリスクに対して、協会の個人情報管理規程に基づき様々なセキュリティ対策を講じています。

5. 電子申請の簡単FAQ

被保険者・被扶養者

電子申請の簡単FAQ

Q

A

電子申請サービスの
利用について

端末等の機器について

申請手続きについて

マイナンバーカードの認証について

添付書類について

審査状況の確認について

Q パソコンやスマートフォン、タブレットでも電子申請の利用は可能ですか？

A パソコンやスマートフォン、タブレットのいずれも電子申請の利用が可能です。

Q 電子申請の利用にあたって、専用の機器やソフトなど、事前準備が必要ですか？

A 被保険者や被扶養者の方はマイナンバーカードによる認証を行うため、マイナンバーカードの準備と「マイナポータルアプリ」のインストールが必要となります。
なお、パソコンから申請する場合は、パソコン画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取り、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取ることで利用できます。ICカードリーダーライターをお持ちの場合はそちらでも利用可能です。

5. 電子申請の簡単FAQ

被保険者・被扶養者

電子申請の簡単FAQ

電子申請サービスの
利用について

端末等の機器について

申請手続きについて

マイナンバーカードの認証について

添付書類について

審査状況の確認について

Q どの申請書で申請すればいいか正確にわかりません。調べることはできますか？

A 電子申請の申請書は、ライフイベントやシーン、条件などから申請書を選択でき、ピクトグラムも利用しているため、申請書の選択が簡単です。
また、制度に関する説明もホームページのリンクから確認することができるため安心してご利用いただけます。

Q 記号・番号がわかりません。調べることはできますか？また、過去の資格で申請することはできますか？

A マイナンバーカードを利用して申請可能な協会けんぽの資格を表示します。記号・番号がわからない場合であっても選択することができますので安心してご利用いただけます。また、過去の資格で申請することもできます。

Q はじめて電子申請を利用しますが、入力は簡単ですか？

A 入力方法や用語がわかりにくい箇所は、ヘルプや説明ページへのリンクから確認することができます。住所などは入力補助機能があって、入力の負荷も軽減できます。また、入力チェックにより記載漏れや記載誤りが軽減できるため安心してご利用いただけます。

Q 証明書や添付書類はどのように提出すればよいでしょうか？

A 証明書や添付書類は、画像ファイルでアップロードします。詳しくは「添付書類について」のFAQをご確認ください。

Q 入力途中の申請を保存して中断することはできますか？

A 入力途中の申請を保存することができます。また、保存したデータを用いて、申請を再開することができます。

5. 電子申請の簡単FAQ

被保険者・被扶養者

電子申請の簡単FAQ



電子申請サービスの
利用について

端末等の機器について

申請手続きについて

マイナンバーカードの認証について

添付書類について

審査状況の確認について

Q マイナンバーカードの認証はどのようなものですか(なぜ必要ですか)?

A マイナンバーカードを読み取り、パスワードを入力いただくことにより、申請される方の本人確認を行います。
また、マイナポータルから健康保険の資格情報を取得して、選択した申請が可能な協会けんぽの加入資格をお持ちの方であるか確認を行います。

Q マイナンバーカードは持っていますが、健康保険証の利用登録を行っていません。電子申請を利用することができますか?

A マイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行っていない場合であっても、電子申請を利用することができます。

5. 電子申請の簡単FAQ

被保険者・被扶養者

電子申請の簡単FAQ

Q

A

電子申請サービスの
利用について

端末等の機器について

申請手続きについて

マイナンバーカードの認証について

添付書類について

審査状況の確認について

Q 必要な添付書類がわかりません。調べることはできますか？

A 添付書類をアップロードする画面において、申請書別に必要な第三者の証明(事業主証明や療養担当者の意見など)をご案内しています。その他の添付書類についても、ホームページの説明へのリンクから確認することができます。

Q 画像の撮り方や、アップロードする方法を確認することはできますか？

A 添付書類をアップロードする画面において、適切な画像例やアップロード手順方法などを案内していますので、確認することができます。

Q 証明書や添付書類を別途郵送する必要はありますか？

A 証明書や添付書類は、画像ファイルでアップロードしていただければ、別途郵送いただく必要はありません。

5. 電子申請の簡単FAQ

被保険者・被扶養者

電子申請の簡単FAQ



電子申請サービスの
利用について

端末等の機器について

申請手続きについて

マイナンバーカードの認証について

添付書類について

審査状況の確認について

Q 電子申請した申請の審査状況を確認することはできますか？

A 電子申請した申請の審査状況を確認することができます。
なお、審査状況は、「受付」、「審査中」、「審査完了」、「返戻」に区分しています。

Q 電子申請した内容に不備があった場合はどうなりますか？

A 電子申請に不備があった場合は、電磁的に書類を返戻します。(一部の申請書を除きます)
返戻する書類は、返戻する理由が記載された返戻のお知らせと電子申請の入力した内容をイメージ化した画像データ、添付書類の画像データ、再申請時に利用する入力データになります。
※電磁的な返戻の確認漏れを防止するため、「返戻のお知らせ」は別途、紙でも送付します。

令和8年度 健診体系の見直しについて

令和8年度 協会けんぽの
健診がさらに
手厚く、新しく!

より良い健康を形づくる新たなピース!
現役世代の皆さまをより力強くサポートする
新しい健診が始まります。

協会けんぽとは ?

けんぽともっと!
健康をもっと!

An illustration of five people (three men and two women) standing in a row. They are wearing blue and orange uniforms. The person on the far left is holding a large yellow puzzle piece. The other four people are holding white documents. Above them are speech bubbles with the text 'けんぽともっと!' and '健康をもっと!'.

あなたの健康づくりをサポートします！（保健事業）

健康の保持・増進は、日々の健康づくりが重要です！

協会けんぽでは、皆さまの健康のためにさまざまな保健事業を行っています。

【健診】

年に1回、忘れずに！

糖尿病など生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、症状が現れたときにはすでに進行しているというケースが少なくありません。健診を受けることで、自分自身の生活習慣を見直し、改善に取り組むきっかけとなります。

また、早期に病気を発見し、早期治療につなげることができます。

生活習慣病予防健診

[35歳以上の被保険者（ご本人）が対象]

生活習慣病予防健診に追加できる健診※

・付加健診 ・乳がん検診 ・子宮頸がん検診

※受診できる年齢が異なります。

特定健康診査

[40歳以上の被扶養者（ご家族）が対象]

令和8年度から
さらに手厚く、
新しく！



【特定保健指導】

生活習慣病予防のための健康サポート！

健診を受けた後、健診結果をご確認いただき、生活習慣の改善が必要な方は、適度な運動やバランスの良い食事、禁煙等の生活習慣の見直しに取り組むことが大切です。生活習慣の改善が必要な方には、健康に関するセルフケアができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣の見直しに向けてサポートいたします。



【未治療者に対する受診勧奨】

健診において、血圧値、空腹時血糖値（またはHbA1c）、LDL（悪玉）コレステロール値が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診が確認できなかった方には、医療機関への受診をお勧めする案内を、ご自宅へお送りします。

健診体系の見直し3つのポイント

健康づくりに
新たなピース!



健診をもっと手厚く、多くの方へ!

新しい健診が始まります。

※被保険者が対象

もっと! 1

35歳以上の方は
人間ドック健診に
最高**25,000円**の
補助!

詳しくは32ページへ

もっと! 2

35歳以上の方に加え
20、25、30歳の方も
生活習慣病予防健診
の対象に!

詳しくは33ページへ

もっと! 3

40歳以上の女性に
骨粗しょう症検診を
開始!

詳しくは34ページへ



35歳以上の方は人間ドック健診に
最高25,000円の補助!

人間ドック健診に対する 補助を開始。

対象	35歳以上の被保険者
検査項目	生活習慣病予防健診に「血液の詳しい検査」「眼圧検査」「医師による健診結果の説明」などを加えた項目。

健診の
選択肢が
増える!



協会けんぽと人間ドック健診の契約を結んでいる健診機関で受診いただく必要があります。



35歳以上の方に加え**20、25、30**歳の方も
生活習慣病予防健診の対象に!

生活習慣病予防健診 の対象者を若年者へ拡大。

対象	20歳、25歳、30歳の被保険者 (従来の35歳以上から拡大)
検査項目	生活習慣病予防健診から「胃・大腸 の検査」を省略した項目。

若い世代に
健康と向き合う
機会が広がる!





40歳以上の女性に 骨粗しょう症検診を開始!

40歳以上の女性に
骨粗しょう症検診を開始。

対象	40歳以上の偶数年齢の女性被保険者
検査項目	問診及び腰や腕、かかとなどで骨量(骨密度)を測定。

自覚症状がない
骨粗しょう症を
早期に発見!



1. 令和8年度 健診事業の主な変更点 ~ ⑥生活習慣病予防健診の内容 ~

生活習慣病予防健診の内容

① 年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	血液検査や尿検査などの一般的な検査に胃、大腸、肺のがん検診を加えた健診です。 ※35～39歳の方は、胃・大腸のがん検診を省略できます。	35歳～74歳の方 (75歳の誕生日前日まで毎年受診可)	最高5,500円
	医師が必要と判断した場合に限り、眼底検査を併せて受診可能です。		最高80円
	問診の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)が600以上の方のうち希望者は、喀痰検査を併せて受診可能です。		最高590円
子宮頸がん検診 (単独受診)	子宮の入り口(子宮頸部)の細胞を調べ、がんやその前段階の異常の早期発見を目的とした検診です。	20歳～38歳の偶数年齢の女性の方	最高990円
一般健診 NEW (若年)	一般健診の項目から胃・大腸の検査を省略した、若年者用の健診です。	20歳、25歳、30歳の方	最高2,500円
節目健診 NEW	一般健診の検査項目に尿の詳しい検査や腹部超音波、眼底検査などを加えた、5年に1度受診できる、より詳細な健診です。	40歳、45歳、50歳、55歳、 60歳、65歳、70歳の方	最高8,280円

(参考)

一般健診総額 ▶ 最高 19,635 円

自己負担額 ▶ 最高 5,500 円

協会けんぽ補助額 ▶ 最高 14,135 円

1. 令和8年度 健診事業の主な変更点 ~ ⑦追加健診、人間ドック健診 ~

一般健診・節目健診に追加できる健診

❗ 単独受診はできません

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
骨粗鬆症 検診 NEW	問診や骨の中にあるカルシウムやマグネシウム等の成分量を測定することで、骨粗鬆症の予防と早期発見を目的とした検診です。	一般健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	最高1,390円
子宮頸がん 検診	子宮の入り口(子宮頸部)の細胞を調べ、がんやその前段階の異常の早期発見を目的とした検診です。	一般健診を受診する 36歳～74歳の偶数年齢の女性の方 <small>※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可 ※20歳、30歳の女性は一般健診(若年)に追加受診も可</small>	最高990円
乳がん検診	乳房のエックス線撮影(マンモグラフィ)で、しこりなどの異常の早期発見を目的とした検診です。	一般健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高980円 40歳～48歳 最高1,700円
肝炎ウイルス 検査	血液検査でB型肝炎とC型肝炎の感染の有無を調べる検査です。	一般健診を受診する方のうち、 過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高540円

人間ドック健診 **NEW**

※年度内にお一人様につき1回、生活習慣病予防健診または人間ドック健診のいずれかの健診費用の補助をご利用いただけます。

検査の内容	対象者
一般健診の検査項目に血液の詳しい検査や眼圧検査、医師による健診結果の説明などを加えた、より詳しく体の状態を調べることができる、検査項目が1番多い健診です。	35歳～74歳の方 (75歳の誕生日前日まで毎年受診可)

令和8年度から
定額補助を実施
協会補助額
(1人当たり)
最高25,000円

(参考) 各健診の検査項目の比較

検査項目		人間ドック	節目健診	生活習慣病予防健診	事業者健診	特定健康診査	検査項目	人間ドック	節目健診	生活習慣病予防健診	事業者健診	特定健康診査		
診察等	問診	○	○	○	○	○	血液一般	赤血球数	○	○	○	■	□	
	業務歴				○			白血球数	○	○	○			
	自覚症状	○	○	○	○	○		血小板数	○	○				
	他覚症状	○	○	○	○	○		末梢血液像		○				
	身体計測	身長	○	○	○	□		○	MCV	○				
		体重	○	○	○	○		○	MCH	○				
	BMI・標準体重	○	○	○	○	○		MCHC	○					
	肥満度	○						CRP	○					
	腹囲	○	○	○	■※	○		血液型 (ABO Rh)	◎					
	血圧 (収縮期/拡張期)	○	○	○	○	○		HBs抗原	○	◎	◎			
	心拍数	○						尿蛋白	○	○	○	○	○	
	視力	○	○	○	○			潜血	○	○	○			
聴力	○	○	○	○		尿沈渣顕微鏡検査	□	○						
脂質	総コレステロール	○	○	○			血清クレアチニン (eGFR)	○	○	○	□	□		
	空腹時中性脂肪	○	○	○	■	○	心機能	心電図	○	○	○	■	□	
	随時中性脂肪		■※※	■※※	■※※	■※※		胸部エックス線検査	○	○	○	○		
	HDL-コレステロール	○	○	○	■	○	肺	喀痰細胞診		□	□	□		
	LDL-コレステロール	○	▲	▲	▲	▲		努力肺活量	○	○				
non-HDL-コレステロール※1	○	▲	▲	▲	▲	1秒量 (対標準1秒量)		○	○					
肝機能	AST (GOT)	○	○	○	■	○	呼吸機能	1秒率	○	○				
	ALT (GPT)	○	○	○	■	○		%肺活量	○	○				
	γ-GT (γ-GTP)	○	○	○	■	○		眼底	○	○	□		□	
	ALP	○	○	○			眼圧	○						
代謝系	空腹時血糖	○	▲	▲	▲	▲	骨粗鬆症検診	骨密度		◎	◎			
	随時血糖※2		▲	▲	▲	▲	胃	胃部エックス線検査※3	○	○	○※			
	HbA1c	○	▲	▲	▲	▲	腹部超音波検査		○	○				
	尿糖	○	○	○	○	○	大腸	便潜血	○	○	○※			
	尿酸	○	○	○			医師による結果説明		○					
	総蛋白	○	○				保健指導		○					
	アルブミン	○	○				オプション検査	上部消化管内視鏡	◎	◎	◎			
	総ビリルビン	○	○					乳房診察+マンモグラフィ	◎	◎	◎			
	アミラーゼ	○	○					乳房診察+乳腺超音波検査	◎					
	LDH	○	○					婦人科診察+子宮頸部細胞診	◎	◎	◎			
血液一般	ハマトクリット値	○	○	○		□	PSA	◎						
	血色素量 (ヘモグロビン値)	○	○	○	■	□	HCV抗体	◎	◎	◎				

- ・・・必須項目
- ※・・・20歳、25歳、30歳は検査項目に含まない
- ◎・・・オプション項目または本人の申出により省略可の項目
- ▲・・・いずれかの項目でも可
- ・・・医師の判断に基づき実施する項目
- ・・・35歳及び40歳以上の者については必須、それ以外の者については医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- ※・・・35歳及び40歳以上の者については必須、ただし妊娠中その他の者であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者、BMIが20未満の者及び自らが腹囲測定をし、その値を申告した者 (BMIが22未満である者に限る) については医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- ※※・・・やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする
- ※1・・・中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする
- ※2・・・食事開始後3.5時間以上経過していること
- ※3・・・本人の希望等により胃内視鏡検査に代えることができる

健診受診の流れ

1 案内が届いたら、従業員の皆さまに健診を受診するよう周知する

事業主の皆さまへ

3月下旬に「生活習慣病予防健診等のご案内」(緑の封筒) →
を各事業所様へ送付予定です。

2 受診を希望する健診機関に予約する

協会けんぽへの申込み手続きは不要です。

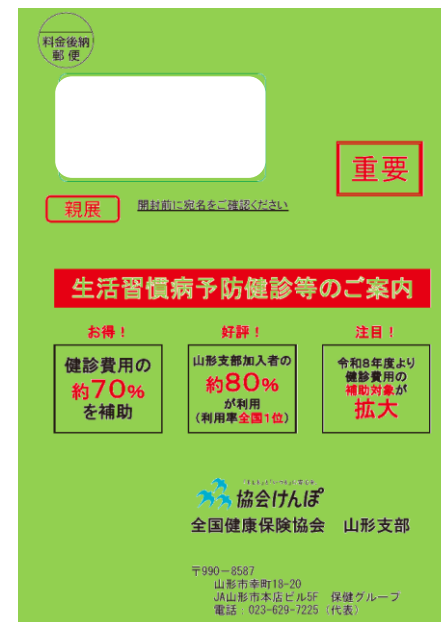
協会けんぽと契約している健診機関については、事業所様へ3月下旬にお送り
するご案内または協会けんぽホームページにてご確認ください。

3 健診を受診する

受診当日はマイナ保険証*及び検査容器などをお持ちください。

*保険資格の確認方法は、事前に健診機関へお問い合わせください。

4 生活習慣の改善が必要な方は 特定保健指導を利用する または 要治療と判断された方は 医療機関を受診する



情報提供サービスの概要

協会けんぽでは、事業主の皆さまが「生活習慣病予防健診等の健診対象者一覧」をデータで取得することができる「情報提供サービス」を実施しております。ぜひご利用ください。

(ご利用までの流れ)

STEP①

協会けんぽHPの情報提供サービスよりユーザーIDを申請する

STEP②

協会けんぽからIDとパスワードが届く。
(郵送)

STEP③ (事業主の皆さま)

生活習慣病予防健診等の健診対象者一覧データをダウンロードする。

※健診対象者一覧は、3月下旬に事業所様へ郵送でもお送りいたしますが、情報提供サービスによりデータをダウンロードいただくことで、従業員様の健診予約状況の管理にもご利用いただけます。

令和8年度の健診対象者データは、令和8年2月9日よりダウンロード可能です！

Q&A 健診についてのよくあるご質問

Q. 県外の健診機関で受診はできますか。

A. 協会けんぽと契約を結んでいる健診機関であれば受診できます。生活習慣病予防健診等の契約をしている健診機関は、全国各地にございます。協会けんぽのホームページでご確認ください。

Q. 補助の対象ではない方の健診はどうしたらいいですか。

A. 協会けんぽからの補助はありませんので、ご希望の健診機関で労働安全衛生法に基づいた定期健康診断などを受診してください。

Q. 被扶養者（家族）の健診はどうなりますか。

A. 40歳以上の被扶養者（ご家族）様は特定健診を受診できます。特定健診はお住まいの市町村が実施する住民健診でも受診可能です。受診の際に必要な「特定健康診査受診券（セット券）」は、4月上旬に被保険者（ご本人）様のご住所あてに送付いたします。

なお、被保険者（ご本人）様には特定健康診査受診券（セット券）はございません。そのため、被保険者（ご本人）様は住民健診では協会けんぽの補助がご利用いただけませんのでご注意ください。

Q. 人間ドック健診の補助対象年齢ですが、補助を受けるにはどうしたらいいですか。

A. 協会けんぽと人間ドック健診の契約を結んでいる健診機関で受診いただければ補助が受けられます。また、必ず予約時に「協会けんぽの人間ドック健診」としてお申込みください。お申込みにより、健診機関での費用精算時には協会けんぽの補助額が差し引かれ、自己負担額のみのお支払いになります。補助額の事後精算や払い戻しはございません。

なお、市町村で実施している人間ドックや、協会けんぽと人間ドック健診の契約を結んでいない健診機関で受診する場合は、協会けんぽの補助がご利用いただけませんのでご注意ください。

健康づくりサイクル

協会けんぽは、皆さまの健康づくりをサポートしています。
健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！



健診の受診

健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！



健診後の行動

健診結果をもとに生活習慣を
改善したり早期に医療機関を
受診しましょう！

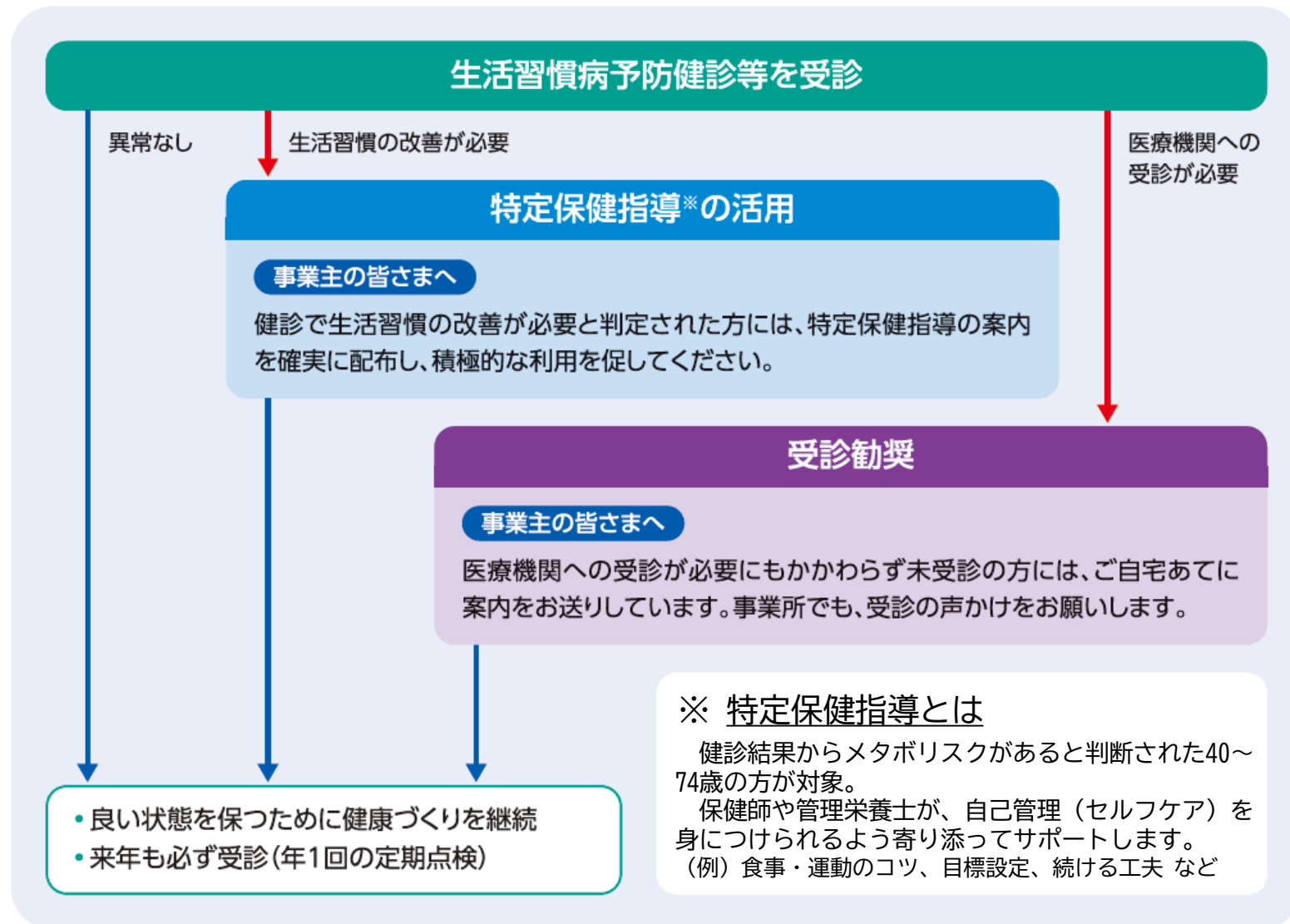


日々の健康づくり

適度な運動やバランスの良い
食生活等で日々の健康に
気をつけましょう！

2. 特定保健指導のご案内 ～ ②健診後の行動が大切 ～

■ 健診を受けた後の行動こそが大切です!



2. 特定保健指導のご案内 ～ ③特定保健指導をご利用ください ～

健康サポート(健診後の特定保健指導)のご案内

健診を受診した結果により、生活習慣の改善が必要な方へ保健師・管理栄養士による『特定保健指導』を実施しています。受け方は主に以下の2とおりとなります。

対象になられた方は、生活習慣病予防健診または人間ドック健診とセットでご利用いただくようお願いいたします。

①健診を受けた当日に、健診機関で面談を受ける

一部の健診機関では、健診当日に特定保健指導を受けることができます。

健診受診直後の健康意識が高いうちに生活習慣の見直しをすることができ、後日の日程調整の手間が省けます。

※健診予約時に特定保健指導の予約可能な健診機関がございます。詳しくは健診機関にご確認ください。

②後日、勤務先等で面談を受ける

協会けんぽ（または委託事業者）の保健師、管理栄養士が事業所へお伺いします。

また、協会けんぽ窓口での面談や、Zoomによる遠隔面談等も実施しています。

事業主様へ対象となられた方の名簿をお送りいたします。

※①の健診当日以降、ご連絡がとれなかった方に再度ご案内させていただく場合がございます。



- ・ FAX、電話などによる日程調整
 - ・ 面談場所の確保
- にご理解、ご協力をお願いいたします。